

船主責任保險仕様書
(練習船兼災害支援船・実習船)

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有する船舶について付保する船主責任保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

- (1) 日本船主責任相互保険組合「2026年度保険契約規程・内航曳航特別条項付」もしくは同一てん補内容の「船主責任保険特別約款（汚染損害担保）」による。
- (2) 搭載中の小型船舶が運航補助以外の目的で航行する際の追加カバー（練習船兼災害支援船のみ対象）
- (3) 深海沈没時の船体等の引揚げ費用等に関するスペシャルカバー（練習船兼災害支援船のみ対象）

6. 担保内容

○ 主たる基本補償内容

- ① 港湾設備、漁業設備等第三者の財物に与えた損害
- ② 積荷、燃料油等の汚濁による第三者に与えた損害および清掃費用等の費用
- ③ 本船が全損となった場合の船骸撤去費用
- ④ 船員、学生の死傷事故等に伴う船主の責任および費用
 - ※ 被保険船舶に乗船する学生（＝実習生）、研修生を船員と見做す特約を付帯すること
- ⑤ 船員、学生以外の第三者の死傷事故等による責任および費用
- ⑥ 他船曳航中もしくは他船による被曳航中の第三者に対する賠償責任
- ⑦ 積載する貨物の所有者に対する賠償責任

○ 練習船兼災害支援船に搭載中の小型船舶が運航補助以外の目的で航行する際の追加カバー

○ 深海沈没時の船体等の引揚げ費用等に関するスペシャルカバー

加入船舶が、深海に沈没し現実全損もしくは推定全損となった事故の場合の以下の費用を担保

- ① 船骸の搜索及び船骸の位置、状態を調査することにより生じた責任及び費用
- ② 船骸並びに船員、学生の遺体及び所持品の回収可能性につき技術的検討を行った結果生じた責任及び費用
- ③ 船骸並びに船員、学生、研修生の遺体及び所持品を回収した結果生じた責任及び費用

○ WHO 認定感染症特別条項、海事サイバーリスク特別条項、JLC 地域・紛争除外条項

7. 保険の内容

(1) 保険対象物件

船名	船種	船質	進水年	総トン数	航路制限
若潮丸	練習船兼災害支援船	鋼	2025年	暫定・389t	日本全沿岸
鳥羽丸	練習船兼災害支援船	鋼	2024年	397t	日本全沿岸
広島丸	練習船兼災害支援船	鋼	1997年	234t	日本全沿岸
大島丸	練習船兼災害支援船	鋼	2022年	373t	日本全沿岸
弓削丸	練習船兼災害支援船	鋼	2023年	380t	日本全沿岸
あさま	実習船	FRP	2004年	14t	日本全沿岸
らいちょう	実習船	FRP	2021年	6t	日本全沿岸
ひかり	実習船	FRP	2004年	16t	日本全沿岸
すばる	実習船	FRP	2004年	14t	日本全沿岸
はまかぜ	実習船	FRP	2000年	16t	日本全沿岸

(2) てん補限度額

- 基本補償 : 練習船兼災害支援船は80億円、実習船は20億円とする。
- 追加カバー : 1事故、期間通算ともに10億円とする。
- スペシャルカバー : 1事故、期間通算ともに50億円とする。

(3) 免責金額（一事故あたり）

- 船員に対する船主責任 : 5万円
- 船骸撤去 : 100万円
- 貨物 : 75万円
- その他 : 20万円
- スペシャルカバー : 1,000万円

8. その他の条件

ブローカー扱いとする。

9. 保険料算出条件

保険料の見積にあたっては、上記条件の下に算出するものとする。

10. その他

- (1) 練習船兼災害支援船に搭載されている小型船舶（端艇）については、メンテナンスの一環として小型船舶の動作確認のために短時間の試験運航をするとき、および、災害訓練の際に小型船舶の動作確認および操船訓練のために短時間の運航をするときがある。これらのときに発生した保険事故についてもてん補の対象とすること。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

- ・練習船運航スケジュール
- ・保険成績表
- ・「練習船兼災害支援船」で想定される災害支援について